

令和 3 年 1 月 2 8 日

令和 2 年度第 1 0 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和２年度第１０回定例松本市教育委員会付議案件

〔議案〕

- 第１号 教育委員会会議の在り方について
- 第２号 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について
- 第３号 令和３年度市立小中学校の授業日数について

〔報告〕

- 第１号 令和２年度行政改革に伴う地区公民館の体制について
- 第２号 松本市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

〔周知事項〕

- １ 「発掘された松本２０２０－松本市遺跡発掘報告会－」の開催について
- ２ 第２０回信州梓川賞展の開催について

〔その他〕

教育委員会会議の在り方について

1 趣旨

現在、教育委員会で行っている会議（定例会、協議会、研究会）の在り方について協議するものです。

2 現行の会議

会議名	回数等	内容
定例教育委員会	月 1 回 第 4 木曜日	議案の審議 報告、周知を受けること。
教育委員協議会	月 1 回 定例会後	非公開案件の審議 非公開案件の報告を受けること。
教育委員研究会	月 1 回 第 3 木曜日	教育委員の研究、事務局からの相談 他団体との意見交換等

3 会議別案件項目

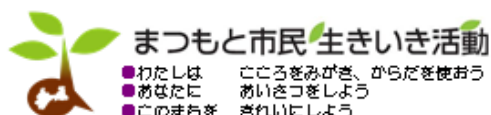
別紙のとおり

4 検討項目

- (1) リモート会議について
- (2) 定例会と協議会の関係について
- (3) 定例会の回数について
- (4) 研究会の持ち方について

5 事務局案

- (1) リモート会議については、状況により開催できるようにするため、会議規則の改正作業を進めます。
- (2) 協議会については、廃止することとし、これまで協議会で扱ってきた非公開案件については、定例会の冒頭、教育長又は委員の発議により、出席者の 2 / 3 以上の多数で議決した後、公開案件の審議終了後に審議することとします。
- (3) 定例会の回数については、今年度は、新型コロナウイルス感染対策の関連での臨時会が複数回開催されましたが、長期的に見れば、月 1 回の開催で可能と考えられるため現行どおりとします。
- (4) 研究会については、これまでどおり月 1 回の開催とします。



担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980

会議別案件項目

会議	案件種別	項目	具体例
定例会	1 議案	(1) 学校教育・社会教育に関する一般方針	・教育施設の臨時開閉館 ・小中学校の臨時休業 ・副学籍制度の導入 ・スクールロイヤー事業 ・小中学校の授業日数 ・エアコンの設置 ・GIGA スクール構想 ・学校運営に関するガイドライン（コロナ、ICT、携帯） ・他機関との協定締結等
		(2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	・教育振興基本計画 ・学都松本子ども読書活動推進計画 ・歴史文化基本構想 ・上高地保存管理計画 ・松本城およびその周辺整備計画 ・史跡松本城保存活用計画 ・新科学館基本構想 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・学校教育情報化推進計
		(3) 規則その他教育委員会の定める規定の制定及び廃止に関すること。	・教育委員会組織規則 ・松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則 ・松本市立小中学校等市費教員設置要綱 ・まつもと文化遺産認定制度 ・教育機関建設検討委員会の設置等
		(4) 学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。	・会田小学校 ・錦部小学校 ・中川小学校 ・五常小学校
		(5) 学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	・職員の処分 ・県教委と松本市教委相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わし
		(6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
		(7) 地教行法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。	・条例の制定に伴う条例案の教育委員会への意見聴取 ※27条：幼保連携認定こども園に関する規程 29条：教育に関する予算、事務について議決を経るべき事件
		(8) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。	・白板公民館整備事業 ・里山辺公民館整備事業 ・基幹博物館整備事業等
		(9) 1件2,500万円（5,000㎡以上のものを除く。）を超える教育財産の取得を申出ること。	・鎌田公民館用地の一部取得 ・梓川アカデミア館駐車場の拡張等
		(10) 1件5,000万円以上の工事の計画を策定すること。	・里山辺公民館整備事業 ・基幹博物館整備事業 ・美術館大規模改修事業等
		(11) 教育予算その他市議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。	・条例の一部改正（松本城管理条例等）

		(12) 法令に定められた諮問機関の委員を委嘱すること。	・社会教育委員　・公民館運営審議会委員　・いじめ問題対策調査委員会委員 ・博物館協議会委員
		(13) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。	
		(14) 教科書の採択を決定すること。	・教科用図書の採択
		(15) 文化財の指定及び解除等に関すること。	・指定文化財の指定、解除
		教育長への委任事務のうち、重要又は異例の事案	・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業
	2 報告事項	1 議案以外の教育長への委任事務のうち、報告を必要とする案件	・法令に基づかない要綱設置委員の委嘱　・施設の開館時間の延長　・議会の報告 ・事故等の報告　・事業の開催結果　・事業の進捗状況報告
	3 周知事項	1、2 以外の教育委員会が主催する行事の開催案内等	・教育委員会主催行事の開催案内
協議会	1 協議事項	定例会の議案のうち、非公開とするもの (1) 人事に関するもの (2) 個人情報を含むもの (3) 議会協議が必要なもの (4) 議会報告前のもの (5) 松本市及び他団体が公開していないもの (6) その他特別な理由がある場合	
	2 報告事項	定例会の報告事項のうち、上記と同様の理由で公開できないもの	
研究会		任意の会議 (1) 教育委員の研究の場 (2) 事務局からの相談の場 (3) 他団体との意見交換の場	

教育委員会資料
3. 1. 2 8
教 育 政 策 課

議案第 2 号

松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例 の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 29 条の規定に基づき、松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、松本市長から教育委員会に意見聴取がありましたので、教育委員会の意見について協議するものです。

2 協議書

「松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例案の意見聴取について（協議）」

別紙 1 のとおり

3 対象となる条例案

(1) 概要

現行の条例では、地教行法第 23 条第 1 項第 2 号スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び第 3 号文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）に掲げる教育に関する事務は、市長が管理及び執行することとされていますが、今回の条例の一部改正により、地教行法第 23 条第 1 項第 1 号のうち、美術館の設置、管理及び執行に関することに限り、市長が行うこととするものです。

(2) 条例案

別紙 2 のとおり

4 根拠法令

地教行法（抜粋）

別紙 3 のとおり

5 経過

H 1 9. 6 地教行法の改正

条例の制定により、文化（文化財の保護を除く。）とスポーツの所管を教育委員会から市長部局へ移すことが可能となる。

27. 4 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行
文化スポーツ部が創設され、文化振興課、国際音楽祭推進課を政策
部から、スポーツ推進課を教育委員会から移管
31. 4 地教行法の改正
条例により、文化財の保護について市長部局への移管が可能となる。
- R 元. 6 地教行法の改正
条例により、公立社会教育施設（図書館、博物館、公民館等）につ
いて市長部局への移管が可能となる。
- R 2. 4 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正
文化に関すること（文化財の保護を除く。）を市長が管理及び執行
することとなる。

6 条例の一部改正の趣旨等

令和元年の地教行法の改正により、条例の定めるところにより、新たに公立社会教育施設について、市長が管理及び執行することができることとなりました。そこで、本市では、美術館の設置、管理及び廃止に関することを、市長が行うこととし、一層のまちの活性化や観光振興につなげていくために、松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正を行うものです。

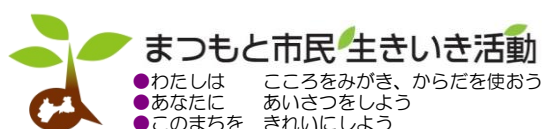
7 教育委員会の意見案

別紙4のとおり

8 今後の対応

本条例案が令和3年2月議会に上程され、地教行法第23条第2項の規定に基づき、松本市議会議長から教育委員会の意見を求められた場合、同様の意見としたい。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



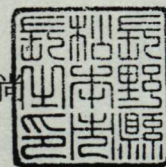


松総行第269号
令和3年1月8日

松本市教育委員会

教育長 赤羽 郁夫 様

松本市長 臥雲 義尚



松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定に伴う条例案の意見聴取について（協議）

標記の件について、松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定にあたり、別添の条例案について、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

<担当>

総務部 行政管理課

行政改革担当（内線）1216

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)
(法律第百六十二号)

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(昭三六法一四一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇四・平一九法五三・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十三条繰上)

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(昭三八法九九・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十四条繰上・一部改正)

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

三 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平一九法九七・追加、平二六法七六・旧第二十四条の二繰上・一部改正、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(平一九法九七・一部改正、平二六法七六・旧第二十五条繰上)

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

五 次条の規定による点検及び評価に関する事。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二四法六七・追加、平二六法七六・旧第二十七条の二繰上)

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の二 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べるができる。

(平二四法六七・追加、平二六法七六・旧第二十七条の三繰上)

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の三 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(平二四法六七・追加、平二六法七六・旧第二十七条の四繰上)

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の四 地方公共団体の長は、第二十二条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(平二四法六七・追加、平二六法七六・旧第二十七条の五繰上・一部改正)

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(平一九法九七・追加、平二四法六七・旧第二十七条の二繰下・一部改正、平二六法七六・旧第二十七条の六繰上・一部改正)

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

松教教第 号
令和 3 年 月 日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市教育委員会
教育長 赤 羽 郁 夫

松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正
する条例の制定に伴う条例案の意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 2
年 1 月 8 日付け松総行第 269 号で松本市長から意見聴取のあった「松本市教
育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につい
ての教育委員会の意見は、下記のとおりです。

記

本条例の改正については、異論はありません。

ただし、松本市美術館は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に
規定される登録博物館であるため、市長が、その事業を行うに当たっては、教
育的な役割を十分に考慮するとともに、学校、図書館、公民館等の教育に関す
る諸施設と協力し、その活動を援助し、今後とも教育委員会と連携して事業を
行うよう付言します。

なお、社会教育法第 8 条の 3 の規定により、松本市教育に関する事務の職務
権限の特例に関する条例に規定する事務の管理及び執行について、必要と認め
るときは、市長に対し、意見を述べます。

議案第 3 号

令和3年度市立小中学校の授業日数について

1 趣旨

学校教育法施行令第29条及び学習指導要領における規定に基づき、令和3年度の市立小中学校の授業日数について、次のとおり設定するものです。

2 令和3年度市立小中学校の年間授業日数

「205±2日」とします。

3 年間授業日数設定に当たっての根拠及び留意点

- (1) 「学校教育法施行令」第29条の規定において、公立学校の学期及び休業日数は、教育委員会が定めることとされています。また「松本市立幼稚園、小・中学校管理規則」第3条の2では、政令第29条の規定による夏季、冬季及び学年末等における休業日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めることとされています。
- (2) 学校長は、学習指導要領における教育課程の履修時間に加え、クラブ活動（小学校）、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等、教育課程外に必要な日数又は時数を加味して休業日を決定します。
- (3) 「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」においては、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が、児童の負担過重にならないようにすることとされています。
- (4) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、年間の授業時数が標準授業時数を下回らないよう配慮しています。
- (5) 全国の授業日数は196日～205日の小学校が71.5%。中学校が73.5%です（教育課程実施状況調査より）。

4 今後の予定

設定した年間授業日数に基づき、各校が教育課程・年間指導計画を編成し、教育委員会に提出することとします。

5 その他

令和3年度入学式は4月6日(火)、小学校卒業式は3月17日(木)、中学校卒業式は3月16日(水)に、小中併設校卒業式はどちらかで行います。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397

報告第 1 号

令和2年度行政改革に伴う地区公民館の体制について

1 趣旨

令和3年度に実施する行政改革のうち、地区公民館の体制及び地域づくりセンターとの関係について報告するものです。

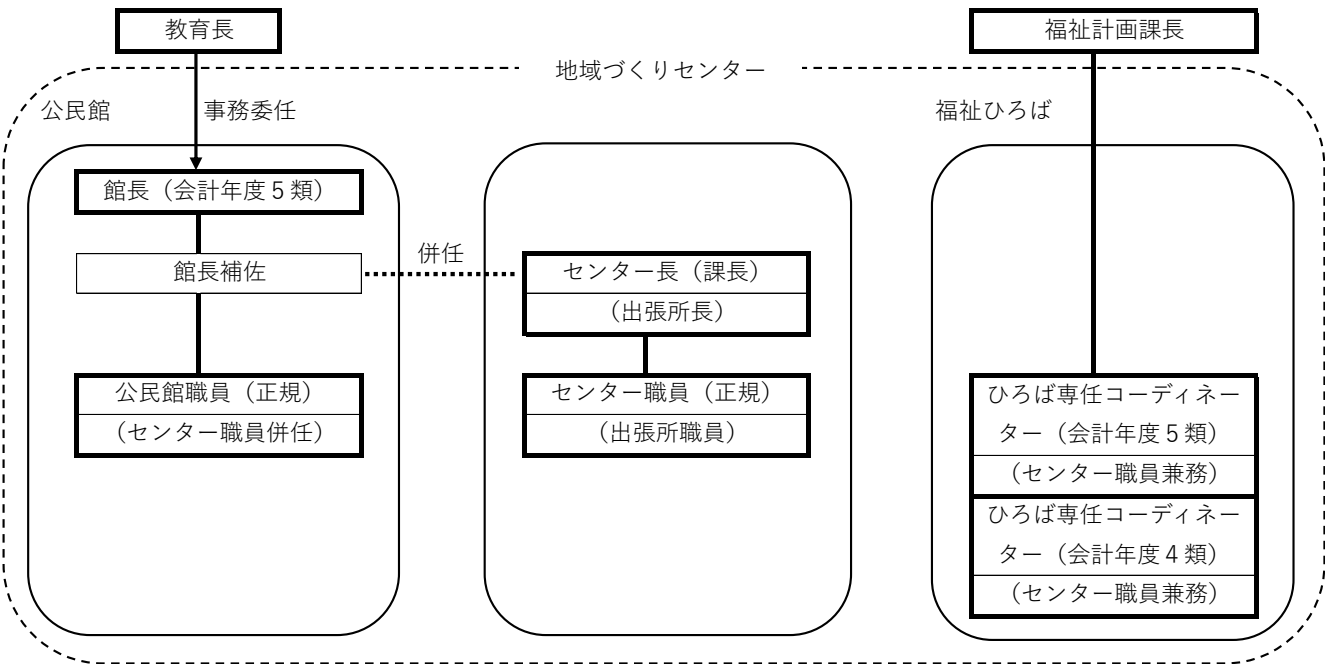
2 主な変更点

- (1) 公民館長に、一定の予算の専決権を与えます。
- (2) 公民館長に、地域づくりセンター職員としての併任辞令が発令されます。
- (3) センター長又はセンター長補佐の館長補佐発令を解きます。
- (4) 教育委員会の権限に属する事務のうち、公民館長及び公民館職員の服務、公民館の維持管理に関する事務を限定的にセンター長に補助執行させます。

3 現行の組織体制及び新たな組織体制（案）
別紙のとおり

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980

○ 現行の地域づくりセンターの組織体制

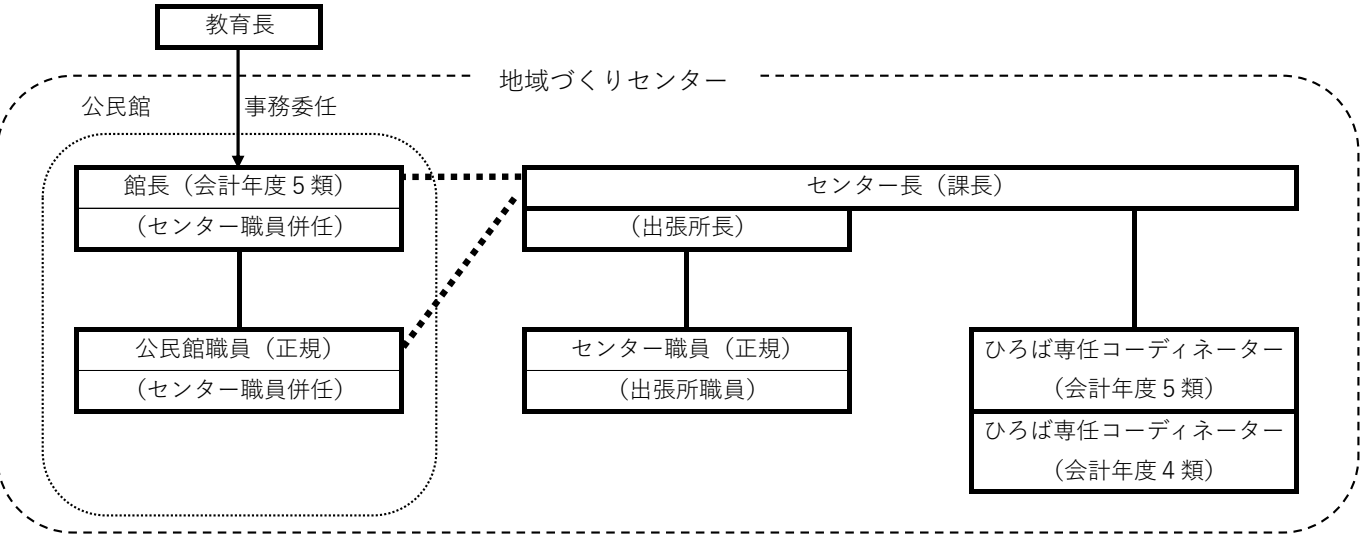


- ・ 支所・出張所、福祉ひろば及び公民館の職員相互の併任、兼務が不完全で、「地域づくりを推進する条例」にある一体となって地域づくりを支援する体制となっていない。
- ・ 公民館長は、事業の実施について大きな権限（教育長からの事務委任）があるが、予算の執行権は館長補佐（センター長）に与えられている。
- ・ 公民館長、公民館職員に対する管理監督権は、実質的に館長補佐（センター長）が担っている。

○ 新たな地域づくりセンターの組織体制（案）

- 1 地域づくりセンターの分掌事務に、①地区福祉ひろばの運営、②地区公民館との連絡調整を加える。
（地区公民館長はセンター職員と併任）
- 2 ひろば職員を地域づくりセンターの職員とする
- 3 センター長又はセンター長補佐の館長補佐発令を解く
- 4 公民館長（会計年度5類）に一定の予算の専決権を与える
- 5 教育委員会の権限に属する事務のうち、センター長は、公民館長及び公民館職員の服務、公民館の維持管理等に関する事務を限定的に補助執行する。

..... 補助執行



教育委員会資料
3. 1. 28
教育政策課

報告第 2 号

松本市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

1 趣旨

第3次松本市教育振興基本計画の策定にあたり、標記委員の委嘱について報告するものです。

2 委嘱者

- (1) 委嘱者名簿（案） 別紙のとおり
- (2) 委員総数 13名

3 任期

委嘱の日（令和3年2月を予定）から基本計画が策定される日までの間

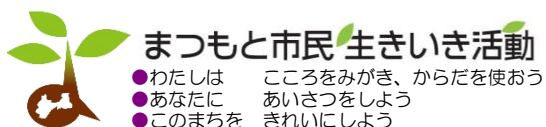
4 根拠法令等

松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

5 今後の予定

令和3年2月から月1回程度、全8回の予定で委員会を開催し、幅広い意見をいただく中で、計画を策定していきます。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



松本市教育振興基本計画策定委員会委員名簿（案）

（任期 委嘱の日～基本計画策定日）

No.	区分	氏名	性別	選出団体等
1	学校教育関係	ホンダ ヒデオ 本田 秀夫	男	国立大学法人信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室教授
2		ミヤサカ トシユキ 宮坂 俊之	男	校長会（丸ノ内中学校長）
3		コ マツ タカシ 小松 崇	男	才教学園校長
4		オ ダ タカユキ 小田 貴幸	男	松本市 P T A 連合会
5		ニシグチ エリコ 西口 恵利子	女	松本市子ども会育成連合会副会長
6		ウンノ アケミツ 海野 暁光	男	長野県保育連盟会長 （認定こども園深志園長）
7		ニシモリ ナオミ 西森 尚己	女	はぐルッポ代表
8		タカハン カズユキ 高橋 和幸	男	子どもとメディア信州幹事
9	社会教育関係	アライ エイジロウ 荒井 英治郎	男	国立大学法人信州大学 教職支援センター准教授
10		ムカイ ケン 向井 健	男	社会教育有識者（松本大学）
11		イトウ ナオト 伊東 直登	男	図書館協議会会長 松商短期大学 図書館長 教授
12		キノシタ チナツ 木下 千夏	女	松本市子ども日本語教育センター 日本語教育支援員
13		クボ アイ 久保 愛	女	特定非営利法人ワーカーズコープ 松本事業所長

○松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成28年10月17日

教育委員会告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市教育振興基本構想に基づく松本市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、松本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月18日から施行する。

周知事項 1

「発掘された松本 2 0 2 0 －松本市遺跡発掘報告会－」の開催について

1 趣旨

文化財課が毎年開催している標記報告会について、本年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため会場での開催を取りやめ、オンラインでの動画公開と資料配布により実施することについて周知するものです。

2 事業名

発掘された松本 2 0 2 0 －松本市遺跡発掘報告会－

3 開催内容

(1) 動画公開

ア 方法 YouTube の「松本市公式チャンネル」における配信
イ 期日 2 月下旬を予定
ウ 内容 会場で発表を予定していた調査報告 4 件

(2) 資料配布

ア 方法 松本市公式ホームページ上における PDF データ掲載
地区公民館ほか市内公共施設における冊子配布
イ 期日 令和 3 年 2 月 1 3 日（予定）

4 周知方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) チラシ（別紙、地区公民館等で配布）
- (3) プレスリリース

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	3 4 － 3 2 9 2



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

松本市遺跡発掘報告会

発掘された 松本2020

オンライン開催

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での開催を取りやめ、オンラインでの動画配信とレジュメ掲載を行います。

レジュメは市内公民館、考古博物館、文化財課でも配布します。

令和2年に松本市内で実施した発掘調査の成果をYouTubeにて報告します。

報告その1 古墳時代の集落跡を発見！

▶▶▶ 県町遺跡 第21次調査

報告その2 修理を繰り返し、大切に使われ続けた「水の道」

▶▶▶ 松本城三の丸跡土居尻 第13次調査

報告その3 大形住居から見つかった謎の大石

▶▶▶ 堀の内遺跡 第5次・兎川寺遺跡 第2次調査

報告その4 46年ぶりに3世紀のまつもとの王墓の墳丘を探る

▶▶▶ 史跡弘法山古墳 第2次調査

YouTubeにて 配信予定



QRコードは
コチラ



報告会の内容はYouTubeの「松本市公式チャンネル」にて、2月下旬頃にインターネット配信する予定です。
配信日は決定次第、市公式ホームページ等でお知らせします。

発掘された松本2020 移動博物館 速報展

令和3年 2月13日(土) ▶ 28日(日)

会場 松本市時計博物館

開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

入館料：大人310円、小中学生150円（通常観覧料）

期間中休館日：2/15(月)・2/22(月)

松本市時計博物館 松本市中央1丁目21番15号

☎ 0263-36-0969

松本市遺跡発掘報告会 オンライン開催について

- ▶ 報告会の内容は、上のQRコードを読み取るか、YouTubeの「松本市公式チャンネル」にアクセスしてご覧いただけます。
- ▶ レジュメは、2月下旬に松本市ホームページにてデータ(PDF)を掲載します。松本市内の公民館などでも配布しますので、ご利用ください。

問合せ先：松本市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財担当
松本市中山3738番1号 ☎ 0263-85-7064



GO!

周知事項 2

第20回信州梓川賞展の開催について

1 趣旨

梓川アカデミア館で開催する信州梓川賞展の開催概要について周知するものです。

2 開催目的

梓川流域の風土や風景、文化等から表出された絵画等の公募を行い、松本市の芸術文化の振興を図り、ふるさとへの愛着を深めることを目的とします。

3 応募状況

- (1) 一般（高校生以上）の部 83点（71人）
- (2) 小中学生の部 小学生113点、中学生39点

4 入賞・入選作品展覧会

- (1) 会期 令和3年2月6日（土）から3月7日（日）まで（26日間）
表彰式 令和3年2月6日（土）
- (2) 会場 梓川アカデミア館 ギャラリー
- (3) 開館時間 9時から17時まで（2月6日の一般開場は正午から）
- (4) 入場料 無料
- (5) 主催 信州梓川賞展実行委員会、梓川アカデミア館

5 審査

- (1) 審査会 令和2年12月18日（金）
- (2) 審査員 滝沢 具幸（日本画家、飯田市美術博物館館長）
那須 弘司（洋画家）
小川 稔（松本市美術館館長）

担 当	美術館
副館長	堀 洋一
電 話	39-7400



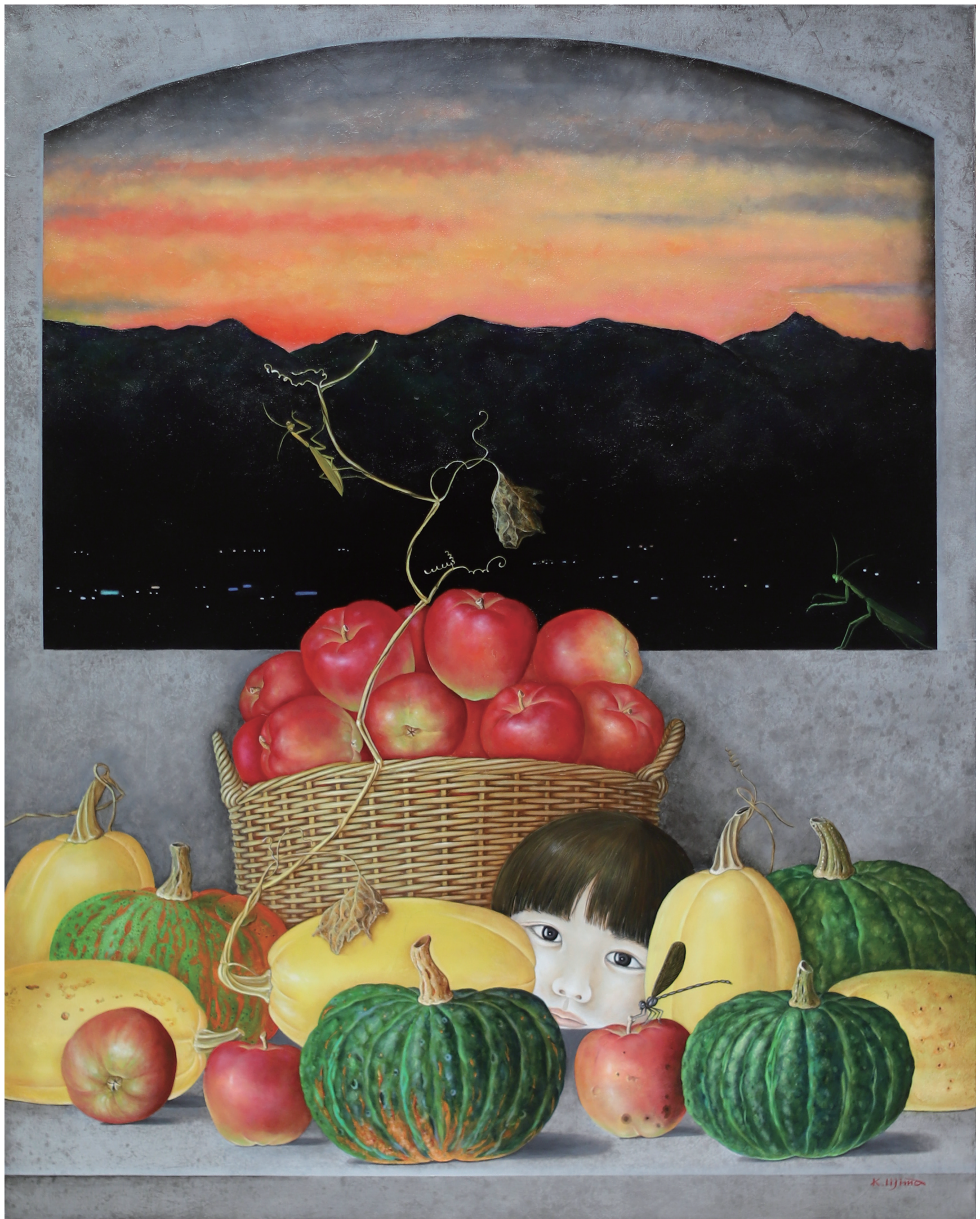
まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちをきれいにしよう



「学都松本」

絵画の公募展 〈テーマ〉梓川流域の風景・文化・行事



第20回 信州梓川賞展 梓川賞 飯嶋公子《梓水大地を潤す》

第20回 信州梓川賞展

令和3年2月6日(土)～3月7日(日)

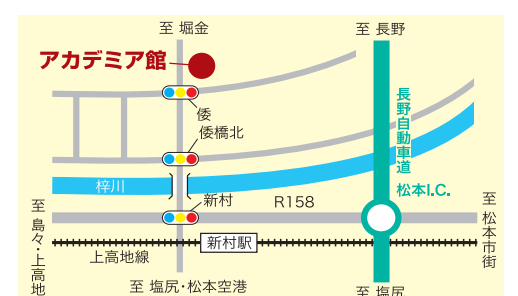
午前9時～午後5時 休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日） 初日2月6日は表彰式を行い一般開場は正午からです。

※第20回を記念し第1回から第19回までの梓川賞受賞作品を同時に展示します。

会 場：松本市梓川アカデミア館 ギャラリー・第2ギャラリー

主 催：信州梓川賞展実行委員会 / 松本市梓川アカデミア館

入場無料



松本市梓川566-12 ☎(0263)78-5000
<http://www.azusagawa-akademia.jp/>